

悪質商法から高齢者を守る なごや見守り情報 第10号



「カニを送りつけられて困った」という相談が増えています。

事例

84歳の母が「2日前にカニを代引きで配達すると電話があった」と言う。母は注文はしなかったようだが、「カニを配達している。送料は無料だ」といわれたらしい。断ろうと思うが、業者名や電話番号がわからない。もし、母の家にカニが届けられたら、どのように対処したらよいか。



問題点

突然電話がかかってきて、「カニが好きですか?」「お届けものがある」などの問いに「はい」と答えたと、あいまいなやり取りに乗じて、一方的にカニを送りつけてくる手口です。その後、送られてきた商品を消費者は受け取ってしまい、お金を払ってしまうことが問題です。



アドバイス

カニを買うことに承諾をしていないので、契約は成立していません。受け取る必要も、代金を支払う必要もありません。

- 電話口のやりとりで被害は防げます。必要なければ、きっぱり「いらない」と断る。
- カニが一方的に送りつけられてきても受け取らない。
- 代金を絶対に支払わない。

困ったときは、すぐ消費生活センターに相談しましょう。

名古屋市消費生活センター
名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
平日 TEL052-222-9671
土・日 TEL052-222-9690 ・祝日年末年始を除く
相談受付時間 午前9時から午後4時15分
(土・日は電話相談のみ)